

令和6年分「税の申告」

申告は
忘れずに！

確定申告、市・県民税申告相談（以下、申告相談）受付期間中に、税務課職員が、プラザきくと小笠支所会議棟の2会場で、申告書の作成をお手伝いします。事前予約の上、必要な書類をそろえて、申告をお願いします。

問い合わせ 税務課市民税係 ☎35-0912



期間 2月17日(月)～3月17日(月) ※土日・祝日は除く

時間 午前9時15分～11時40分、午後1時～3時25分

※内容の事前チェックをしますので、予約時間の15分前にお越しください。

会場 菊川地域会場：プラザきくる3階会議室、小笠地域会場：小笠支所会議棟

- 内容**
- ・給与、公的年金などの収入に関する所得税の納付、または還付の申告
 - ・営業、農業などの事業収入、不動産収入があり所得税の納付、または還付が発生しない申告
 - ・市・県民税申告

■ 予約方法

感染症対策および待ち時間短縮のため、申告相談は事前予約となります。以下のいずれかの方法で、必ず予約してください。

① 電話による方法

期間 1月9日(木)～1月31日(金)、2月6日(木)～3月14日(金)

※土日・祝日は除く

時間 午前9時～正午、午後1時～4時

※1月中のみ水曜日は上記時間に加え、午後5時～6時30分も可

電話番号 予約受付専用ダイヤル ☎35-0967

※お掛け間違いのないようご注意ください。

予約方法の詳細は、広報12月号、または市ホームページ(右記)をご覧ください。



② LINEによる方法

期限 1月31日(金)

時間 24時間可

その他 事前に菊川市LINE公式アカウントの友だち登録が必要です。登録後、基本メニューにある「確定申告相談予約」を押すと予約のメッセージが出てきます。「予約する」から、申し込みを進めてください。



▲市LINE公式
友だち登録

ここをクリック
すると右記の
ようにメッセージ
が表示されます。

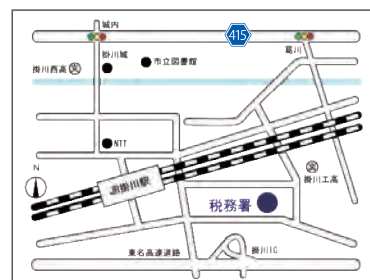


次 の申告内容は、掛川税務署が開設する確定申告会場へ

- ① 営業・農業などの事業収入・不動産収入があり、所得税の納付、または還付が発生する申告
- ② 政党等寄附金(税額控除)がある申告
- ③ 土地・建物・株式の譲渡を伴う申告
- ④ 青色申告
- ⑤ 海外への仕送り証明を添付する必要がある申告
- ⑥ 初年度の住宅借入金等特別控除を受ける申告

- ⑦ 雑損控除を受ける申告
- ⑧ 過年分の申告(令和5年分以前)
- ⑨ 証券口座の取引に係る申告
- ⑩ 退職所得に係る申告
- ⑪ 死亡した人の申告(準確定申告)
- ⑫ 贈与税・消費税の申告

※掛川税務署会場への入場は、入場整理券の取得が必要です。



▲会場：掛川税務署別館会議室
(掛川市緑ヶ丘2-11-4)